

第 6 回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時: 令和2年4月1日(水)

幹部会議終了後

場所: 市役所 3階会議室

1 新型コロナウイルス感染症対策等について

市戦略アドバイザー

吉田 健男 先生

2 県内の状況について

○ 患者 2例目

里庄町在住 50代男性(自営業)

3/27 PCR検査 陽性 → 入院中(症状なし)

・ 行動歴

3/8～17 フィリピンに滞在 17日到着後東京都内で1泊 → 18日(倦怠感等)

羽田から広島空港 → マイカーで帰宅

19日マイカーで大阪出張 → 20日以降調査中

・ 濃厚接触者

同居者:4人 症状なし(自宅待機別居者(県内):6人 症状なし

PCR検査の結果 全員が陰性

○ 患者 3例目

岡山市北区在住 40代男性(会社員)

3/28 PCR検査 陽性 → 入院中(発熱)

・ 行動歴

3/18～20 東京都へ出張 → 3/20 東京都から大阪府、京都府へ出張

・ 濃厚接触者

同居者:2人 症状なし(自宅待機)

PCR検査の結果 全員が陰性

○ 患者 4例目

玉野市在住 20代男性(大学生)

3/28 PCR検査 陽性 → 入院予定(症状なし)

・ 行動歴

3/22 京都市内で友人らと会食 → 3/24 夜に京都から自宅に帰る

3/24～29 外出あり(詳細は調査中)

・ 濃厚接触者

同居者:3人 症状なし(自宅待機)

3/31 PCR検査実施予定

3 今後の対策について

- ・ 総務部

- ・ 子ども・健康部

- ・ 教育委員会

4 その他

瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部設置規程

(目的)

第1条 瀬戸内市の新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の発生の予防及び感染の拡大を防止するため、瀬戸内市危機事象対処計画及び瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対処計画に基づき、瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に関する情報の収集及び提供に関すること
- (2) 感染症の予防及び拡大防止に関すること。
- (3) 感染症に関する関係部署及び関係機関との連携に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、感染症対策に関すること。

(構成)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育委員会教育長をもって充てる。
- 4 本部員は別表第1に掲げるものをもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は必要に応じ対策本部会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長が出席できない場合は、副本部長がその職務を代行する。
- 3 本部長は、必要があると認める場合は、対策本部会議に専門的知識を有する有識者の出席を求め、意見を聴くことが出来る。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、危機管理部危機管理課及び保健福祉部健康づくり推進課が行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この規程は、令和2年3月9日から施行する。

別表第1(第3条関係)

市長
副市長
教育委員会教育長
議会事務局長
監査委員事務局長
会計管理者
総務部長
総務部参与
危機管理部長
総合政策部長
総合政策部参与
市民部長
環境部長
保健福祉部長
保健福祉部参与
産業建設部長
消防長
上下水道部長
上下水道部参与
病院事業管理者
病院事業部長
教育次長

瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部設置規程

(目的)

第1条 瀬戸内市の新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の発生
の予防及び感染の拡大を防止するため、瀬戸内市危機事象対処計画及び瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対処計画に基づき、瀬戸内市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に関する情報の収集及び提供に関すること
- (2) 感染症の予防及び拡大防止に関すること。
- (3) 感染症に関する関係部署及び関係機関との連携に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、感染症対策に関すること。

(構成)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育委員会教育長をもって充てる。
- 4 本部員は別表第1に掲げるものをもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は必要に応じ対策本部会議を招集し、これを主宰する。

- 2 本部長が出席できない場合は、副本部長がその職務を代行する。
- 3 本部長は、必要があると認める場合は、対策本部会議に専門的知識を有する有識者の出席を求め、意見を聴くことが出来る。

(幹事会)

第5条 所掌事務に関する問題を整理・検討するために対策本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長には市長をもって充てる。
- 4 副幹事長には、副市長をもって充てる
- 5 幹事は、別表2に掲げるものをもって充てる。
- 6 幹事長は必要に応じ幹事会を招集し、これを主宰する。

- 7 幹事長が必要と認める場合は、幹事会に構成員以外の者の出席を求めることが出来る。
- 8 幹事長が必要と認める場合は、幹事会に専門的知識を有する有識者の出席を求め、意見を聴くことが出来る。
- 9 幹事長が出席できないときは、副幹事長がその職務を代行する。

(庶務)

第6条 対策本部、幹事会の庶務は、総務部危機管理課及び子ども・健康部健康づくり推進課が行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この規程は令和2年3月9日から施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

市長
副市長
教育委員会教育長
議会事務局長
会計管理者
総務部長
総務部参与
財務部長
財務部参与
総合政策部長
市民部長
環境部長
福祉部長
福祉部参与
こども・健康部長
産業建設部長
文化観光部長
消防長
上下水道部長
病院事業管理者
病院事業部長
教育次長

別表第2(第5条関係)

市長
副市長
教育委員会教育長
総務部長
総務部参与
総合政策部長
こども・健康部長
教育次長
病院事業管理者
病院事業部長

職 員 各 位

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた行動指針

3月22日以降、県内で4名の新型コロナウイルス感染者が確認され、また、他県においては、クラスターの発生も確認されています。

こうした状況を踏まえて、市内での感染防止に向けた当面の行動指針を次のとおり定めたので、承知のうえ、対応に遺漏のないように願います。

記

1. 自分が感染しないために取り組むべき事項

(1) 丁寧な手洗いの励行に努めること。

((特に、電車、バスを利用したときや、不特定多数が利用する施設等を利用したとき)

(2) 次の条件のいずれかに該当する会議、講演会、研修会、イベント、懇親会、花見会、カラオケ、室内ゲーム等については、参加を自粛すること。

① 参加者が不特定多数のもの

② 閉鎖された空間で、多数の人が参加するもの【密閉】

③ 多数の人が密集して長時間過ごすもの【密集】(屋外を含む。)

④ 多数の人が約1メートル以内の距離で会話等をするもの【密接】(屋外を含む。)

(3) 会議等を開催する場合には、次のことに留意すること。

① 一堂に会することの可否を検討する。(参考:持ち回り会議など)

② 開催する場合は、「密閉」「密集」「密接」を避けるとともに、短時間で開催する。

(4) 時差出勤制度の活用等により、満員電車・バスの利用をできるだけ避けること。

((5) 体力の保持に努め、抵抗力を損なわないようにすること。

2. 他者に感染させないために取り組むべき事項

(1) 次のような症状(風邪症状)がある場合は、出勤せずに、自宅で様子を見ること。

なお、この場合は特別休暇の扱いとする。

① 37.5度程度以上の高熱が続く

② 喉の痛み、空咳がある

③ 強いだるさや息苦しさがある

④ 味覚、臭覚の異常がある

(2) 上記(1)の結果、なお症状が改善しない場合は、次のいずれかにより対応すること。

① 帰国者・接触者相談センターに相談し、指示に従う。

② かかりつけの医院等を受診する場合は、直接行くのではなく、事前に電話で相談する。

(3) 咳がある場合は、マスクを装着するなど咳エチケットに努めること。

